

秋田市教育委員会
平成27年11月臨時会
(資料)

【資料目次】

協議事項

- (1) 秋田市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例案
に対する意見について … 1

議案第120号

秋田市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を設定する
件

秋田市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を次のように設定する。

平成27年11月26日提出

秋田市長 穂積 志

秋田市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、および執行することとする。

- (1) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- (2) 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に本則に掲げる事務に係る法令、条例又は教育委員会規則（以下「法令等」という。）の規定により教育委員会がした処分その他の行為で、この条例の施行の際、現にその効力を有するもの又は施行日前に法令等の規定により教育委員会に対してなされた申請その他の行為は、市長がした処分その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

（秋田市文化会館条例の一部改正）

3 秋田市文化会館条例（昭和55年秋田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第7条各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第3号中「その他教育委員会」を「前2号に掲げるもののほか、市長」に改める。

第9条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第12条第2項および第13条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。
(秋田市立赤れんが郷土館条例の一部改正)

4 秋田市立赤れんが郷土館条例（昭和60年秋田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第11条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(秋田市スポーツ施設条例の一部改正)

5 秋田市スポーツ施設条例（平成16年秋田市条例第117号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項、第7条および第9条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第12条中「教育委員会が別に」を「規則で」に改める。

提案理由

教育委員会の職務権限に属する事務のうち、市長が管理し、および執行する事務を定めるため、この条例を設定しようとするものである。

秋田市文化会館条例新旧対照表（附則第3項関係）

改正案	現行
<p>第1条および第2条（略） （使用の許可）</p> <p>第3条 会館を使用しようとする者は、あらかじめ<u>市長</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>第4条～第6条（略） （使用の制限等）</p> <p>第7条 <u>市長</u>は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合は、会館の使用を制限し、もしくは停止し、又は使用の許可を取り消し、もしくは使用を許可しないことができる。この場合において、会館使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が損害を受けることがあっても、市はその責を負わない。</p> <p>(1)および(2)（略）</p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、市長</u>が使用させることを不適当と認めたとき。</p> <p>第8条（略） （特別の設備等の許可）</p> <p>第9条 使用者は、会館の使用にあたって特別の設備をし、又は既存の設備を変更する必要があるときは、あらかじめ<u>市長</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>第10条および第11条（略） （運営委員会）</p> <p>第12条（略）</p> <p>2 委員会の組織運営に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。 （委任）</p> <p>第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p> <p>別表（略）</p>	<p>第1条および第2条（略） （使用の許可）</p> <p>第3条 会館を使用しようとする者は、あらかじめ<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>第4条～第6条（略） （使用の制限等）</p> <p>第7条 <u>教育委員会</u>は、次の各号の<u>一に</u>該当する場合は、会館の使用を制限し、もしくは停止し、又は使用の許可を取り消し、もしくは使用を許可しないことができる。この場合において、会館使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が損害を受けることがあっても、市はその責を負わない。</p> <p>(1)および(2)（略）</p> <p>(3) <u>その他教育委員会</u>が使用させることを不適当と認めたとき。</p> <p>第8条（略） （特別の設備等の許可）</p> <p>第9条 使用者は、会館の使用にあたって特別の設備をし、又は既存の設備を変更する必要があるときは、あらかじめ<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>第10条および第11条（略） （運営委員会）</p> <p>第12条（略）</p> <p>2 委員会の組織運営に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。 （委任）</p> <p>第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p> <p>別表（略）</p>

秋田市立赤れんが郷土館条例新旧対照表（附則第4項関係）

改正案	現 行
<p>第1条～第5条（略） （使用の許可）</p> <p>第6条 赤れんが館の施設の一部を使用しようとする者は、あらかじめ<u>市長</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>第7条～第10条（略） （委任）</p> <p>第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p> <p>以下（略）</p>	<p>第1条～第5条（略） （使用の許可）</p> <p>第6条 赤れんが館の施設の一部を使用しようとする者は、あらかじめ<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>第7条～第10条（略） （委任）</p> <p>第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める</p> <p>以下（略）</p>

秋田市スポーツ施設条例新旧対照表（附則第5項関係）

改正案	現 行
<p>第1条および第2条（略） （使用の許可）</p> <p>第3条 スポーツ施設を使用しようとする者は、あらかじめ<u>市長</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>第4条～第6条（略） （使用の制限等）</p> <p>第7条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当する場合は、スポーツ施設の使用を制限し、もしくは停止し、又は使用の許可を取り消し、もしくは使用を許可しないことができる。</p> <p>(1)および(2)（略）</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>市長</u>が使用させることを不適当と認めるとき。</p> <p>第8条（略） （特別の設備等の許可）</p> <p>第9条 使用者は、スポーツ施設の使用に当たって特別の設備をし、又は既存の設備を変更する必要があるときは、あらかじめ<u>市長</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>第10条および第11条（略） （委任）</p> <p>第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p> <p>以下（略）</p>	<p>第1条および第2条（略） （使用の許可）</p> <p>第3条 スポーツ施設を使用しようとする者は、あらかじめ<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>第4条～第6条（略） （使用の制限等）</p> <p>第7条 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当する場合は、スポーツ施設の使用を制限し、もしくは停止し、又は使用の許可を取り消し、もしくは使用を許可しないことができる。</p> <p>(1)および(2)（略）</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>教育委員会</u>が使用させることを不適当と認めるとき。</p> <p>第8条（略） （特別の設備等の許可）</p> <p>第9条 使用者は、スポーツ施設の使用に当たって特別の設備をし、又は既存の設備を変更する必要があるときは、あらかじめ<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>第10条および第11条（略） （委任）</p> <p>第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会</u>が別に定める。</p> <p>以下（略）</p>